



島根県報

平成20年 9 月26日 (金)
号外 第 115 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

人委規則	
職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	1
給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	2
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	2
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	3
職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	3
職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則	3
人委細則	
級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則	4

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 9 月26日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第26号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第15条の 2 第 2 号中「第 7 条第 1 項第 4 号」を「第 7 条第 1 項第 4 号及び第 5 号」に改め、同条第 3 号中「第 7 条第 1 項第 7 号及び第 8 号」を「第 7 条第 1 項第 8 号及び第 9 号」に改める。

別表第 1 中	わかたけ学園	(1) 児童支援第 1 グループ及び児童支援第 2 グループに属する職員（児童と起居を共にする職員に限る。）	4.0	を

島根あさひ社会復帰促進センター診療所	(1) 医師	4.0	に改める。
	(2) 看護師	2.0	
わかたけ学園	(1) 児童支援第 1 グループ及び児童支援第 2 グループに属する職員（児童と起居を共にする職員に限る。）	4.0	

別表第 2 中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 医療職給料表(1)

職務の級	調整基本額
------	-------

1 級	10,800円
2 級	13,100円
3 級	14,500円
4 級	15,500円

別表第 2 エの次に次のように加える。

オ 医療職給料表(3)

職務の級	調整基本額
1 級	8,000円
2 級	9,400円
3 級	9,700円
4 級	10,000円
5 級	10,400円
6 級	11,600円
7 級	12,600円

別表第 3 知事の事務部局の部第 5 種の項中「福祉事務所長」を「福祉事務所長
島根あさひ社会復帰促進センター診療所長」に改め、

同部 6 種の項中「同 原子力環境センター長」を「同 原子力環境センター長
島根あさひ社会復帰促進センター診療所副所長」に改

める。

附 則

この規則は、平成20年10月 1 日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 9 月26日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第27号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「保健所」の次に「、島根あさひ社会復帰促進センター診療所」を加える。

第 6 条中「保健環境科学研究所」の次に「、島根あさひ社会復帰促進センター診療所」を加える。

附 則

この規則は、平成20年10月 1 日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 9 月26日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第28号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第37条第 2 号中「第 7 条第 1 項第 5 号イ及び第 6 号イ」を「第 7 条第 1 項第 6 号イ及び第 7 号イ」に改め、同条第 3 号中「第 7 条第 1 項第 5 号ア」を「第 7 条第 1 項第 6 号ア」に改め、同条第 4 号中「第 7 条第 1 項第 6 号ア」を「第 7 条第 1 項第 7 号ア」に改める。

附 則

この規則は、平成20年10月 1 日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 9 月26日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第29号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部保健環境科学研究所の項の次に次のように加える。

島根あさひ社 会復帰促進セ ンター診療所	所長 副所長
----------------------------	--------

附 則

この規則は、平成20年10月 1 日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 9 月26日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第30号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和63年島根県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第18条中「第27条第 2 項第 1 号」を「第27条第 2 項第 2 号」に改め、「地方機関」の次に「（条例第27条第 2 項第 1 号に掲げるものを除く。）」を加える。

第26条を次のように改める。

（併給禁止）

第26条 条例第39条第 5 項に規定する人事委員会規則で定めるものは、職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第 1 号）別表第 1 に掲げる職員のうち島根あさひ社会復帰促進センター診療所に勤務する職員とする。

2 条例第39条第 5 項に規定する人事委員会規則で定める特殊勤務手当は、次に掲げる特殊勤務手当とする。

- (1) 条例第17条に規定する防疫作業等従事手当
- (2) 条例第28条に規定する診療所業務従事手当

附 則

この規則は、平成20年10月 1 日から施行する。

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 9 月26日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第31号

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県人事委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中第 8 号を第 9 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 島根あさひ社会復帰促進センター診療所における急病の発生の対処に係る連絡調整等のための当直勤務
附 則

この規則は、平成20年10月 1 日から施行する。

人 事 委 員 会 細 則

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

平成20年 9 月26日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会細則第 3 号

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則

級別職務分類に関する細則（昭和60年島根県人事委員会細則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表知事の事務部局の部保健環境科学研究所の項の次に

島根あさひ 社会復帰促 進センター 診療所					副所長					を
--------------------------------	--	--	--	--	-----	--	--	--	--	---

加え、別表の 5 の表知事の事務部局の部保健環境科学研究所の項の次に

島根あさひ社 会復帰促進セ ンター診療所				所長					を加え、別表の 7 の表中
----------------------------	--	--	--	----	--	--	--	--	---------------

児童相談所		保健師	主任保健師 保健師	企画員 主任保健師	課長 企画幹					を
保健環境科学 研究所				企画員	企画幹					

保健環境科学 研究所				企画員	企画幹					
島根あさひ社 会復帰促進セ ンター診療所		看護師	主任看護師 看護師	看護師長 主任看護師	看護師長					に改め
児童相談所		保健師	主任保健師 保健師	企画員 主任保健師	課長 企画幹					

る。

附 則

この細則は、平成20年10月 1 日から施行する。

